

令和6年9月佐川町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 令和6年9月13日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和6年9月13日 午前9時宣告

開 議 令和6年9月13日 午前9時宣告（第8日）

応招議員	1番	齋藤	光	2番	岡林	哲司	3番	山本	和輝
	4番	田村	幸生	5番	橋元	陽一	6番	宮崎	知恵子
	7番	西森	勝仁	8番	下川	芳樹	9番	坂本	玲子
	10番	森	正彦	11番	松浦	隆起	12番	岡村	統正
	13番	永田	耕朗	14番	藤原	健祐			

不応招議員 な し

出席議員	1番	齋藤	光	2番	岡林	哲司	3番	山本	和輝
	4番	田村	幸生	5番	橋元	陽一	6番	宮崎	知恵子
	7番	西森	勝仁	8番	下川	芳樹	9番	坂本	玲子
	10番	森	正彦	11番	松浦	隆起	12番	岡村	統正
	13番	永田	耕朗	14番	藤原	健祐			

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司		
副 町 長	田村 正和	病院事業副管理者兼事務局長	宮本 福一
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会計管理者兼会計課長	吉野 利香	教 育 次 長	廣田 春秋
総 務 課 長	片岡 和子	産業振興課長	下八川久夫
まちづくり推進課長	岡田 秀和	建 設 課 長	吉野 広昭
住 民 課 長	真辺 美紀	農業委員会事務局長	藤本 雅徳

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 山崎 有岐

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和6年9月佐川町議会定例会議事日程〔第4号〕

令和6年9月13日 午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------|
| 日程第1 | 認定第1号 | 令和5年度佐川町一般会計の決算の認定について |
| 日程第2 | 認定第2号 | 令和5年度佐川町国民健康保険特別会計の決算の認定について |
| 日程第3 | 認定第3号 | 令和5年度佐川町学校給食特別会計の決算の認定について |
| 日程第4 | 認定第4号 | 令和5年度佐川町農業集落排水事業特別会計の決算の認定について |
| 日程第5 | 認定第5号 | 令和5年度佐川町介護保険特別会計の決算の認定について |
| 日程第6 | 認定第6号 | 令和5年度佐川町後期高齢者医療特別会計の決算の認定について |
| 日程第7 | 認定第7号 | 令和5年度佐川町水道事業会計の決算の認定について |
| 日程第8 | 認定第8号 | 令和5年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定について |
| 日程第9 | 議案第60号 | 令和6年度佐川町一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第10 | 議案第61号 | 令和6年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第11 | 議案第62号 | 令和6年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 議案第63号 | 令和6年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第13 | 議案第64号 | 令和6年度佐川町水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第14 | 議案第65号 | 令和5年度佐川町水道事業会計利益剰余金の処分について |
| 日程第15 | 議案第66号 | 佐川町手数料条例の一部を改正する条例の制定について |

日程第16	議案第67号	佐川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17	議案第68号	佐川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18	議案第69号	さかわ発明ラボの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第70号	特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第71号	佐川町立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第72号	高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
日程第22		議員派遣について
日程第23		委員会の閉会中の継続審査及び調査について

議長（松浦隆起君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

9月9日、坂本玲子議員の一般質問に対する答弁の中で、執行部から訂正したい旨の申し出がありましたので、これを許可します。

産業振興課長（下八川久夫君）

おはようございます。

9月9日に、坂本議員の一般質問に対する私の答弁の中で、農業の場合は新規参入者に対して年間最大150万円を、昨年度までは5年間、今年度からは3年間交付できる制度がありますと答弁しておりましたが、正しくは年間最大150万円を令和3年度までは5年間、令和4年度からは3年間交付できる制度があります、となりますので、お詫びして訂正させていただきますよろしくをお願いします。

議長（松浦隆起君）

日程第1、認定第1号、令和5年度佐川町一般会計の決算の認定についてから日程第8、認定第8号、令和5年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定についてまで、一括して質疑討論を行います。

質疑はありませんか。

9番（坂本玲子君）

おはようございます。坂本です。

一般会計の決算書のページ、171ページの産後ケア委託に決算で105万円が支出されていますが、その事業の内容と、利用者数等をお聞きします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

一般会計の決算書の171ページの下のほうにあります、備考欄、産後ケア事業、105万円でございます。

これにつきましては、事業の内容につきましては、産後1年以内の母子、お母さんと赤ちゃんに対しまして、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業ということで、産後うつの予防につながる事業でございます。

具体的には種類が3種類あります。

宿泊型というものがありますが、この宿泊型につきましては、施設のほうに行っていただいて、宿泊を伴いながら、赤ちゃんの沐浴、それからお母さ

んの心身のケアということで助産師と専門職がサポートしていただける取り組みで、これの利用者につきましては3人という形になっております。

もう一つ、通所型というものがありますが、これは同じような施設の中で、デイケアということで泊を伴わない形で、同じようなサービスを受けられるということで、これは5人です。

そして最後、訪問型というのがありますが、これはご自宅へ助産師さんがお伺いをして、同じような沐浴であるとか心身のケアをするという形で、これが5人ということで利用実績がございます。以上です。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

7 番（西森勝仁君）

一般会計決算書で2点ほどお尋ねをします。

まず197 ページ、5、1、3、18の補助金について。

地域おこし協力隊の起業支援補助金として300万円が支出とされておるわけですが、これは佐川町に定住をしていただけるということで、大変ありがたいわけでありまして、財政支援をすることにつきましては、私はもろ手を挙げて賛成するところでありますけれども、支援は1人100万円となっておりますので300万ということは3年ということではありますが、この3人の方がそれぞれ何の業種で起業されたのか、また重立ったこの100万の使途については、何かをまずお尋ねします。

次に決算書の各項目に、電算システムの改修委託料とシステム使用料がありますが、今の時代にコンピューターなくして何もできないわけですが、国の減税対策にしろ、何をするにしましても、コンピューターのシステム改修が必要になってきまして、これまでも随分と補正をしてきたわけですが、この1年間でトータル、一体幾らぐらい支払われているのか、またその財源となった、その財源構成がどうなっているのか、お尋ねをするところであります。

またRKKなどがこれがメインだと思いますが、電算会社ごとに分かれば教えていただきたいと思います。以上2点です。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

私のほうからの決算書197ページの地域おこし協力隊起業支援金補助金の補助金の対象者内訳についてお答えをさせていただきます。

まず3人のうち、2人が自伐型林業となっております。

お一人の方は主な使途といたしまして、作業に使いますハコバン、これが64万6,530円となっております。

その他は草刈り機でありますとか、ワイヤーロープ、ウインチなど、林業用の備品、それから電気ヤスリでありますとかそういった木工用の備品にお金のほうを使っております。

もうひとつ方、自伐型林業のもうひとつ方につきましては、夫婦で地域おこし協力隊として来ていただいております、ご主人さんのほうが先に協力隊のほう、退任いたしまして林業のほうは主に設備をそろえております。

今回は奥さんのほうが、ピザ窯のほう、主に48万6千円という形で支出しております、この方は林業で出ましたその材をですね、薪にしまして林業に合わせまして、このピザの店舗のほうも展開していくという形になっております。

最後もう一人がものづくりのほうで発明ラボの卒業生になります。

この方につきましては革製品で加工する職種についております、レーザーカッター、あとレーザーの彫刻機、こういったものを主な事業としてこの補助金を活用して使っております。以上になります。

総務課長（片岡和子君）

私のほうからは、システムに関するご質問についてお答えをさせていただきます。

ご承知のとおり、住民基本台帳、それから地方税、国保、介護保険等の社会保障制度等の自治体の基幹業務に加えまして、財務会計であったり、給与管理、人事管理、そういった内部事業系の業務の運用も兼ねました総合的なシステムといたしまして、総合行政システムのほうを使用させていただいているところですが、5年度の改修につきましてはこちらのほう、国の法改正、制度改正に伴うものが5件、ワクチン接種に係るものが2件、また物価高騰対策等に係る給付金関係が4件、それからシステムの標準化関係が1件、町独自の施策の関係が5件、改修費の合計、事業費の合計が2,284万5,900円となっております。

財源につきましては国のほうが1,685万7,200円、残りの598万8,700円が、町の一般財源となっているところでございます。

この総合行政システム以外にも、戸籍であったりとか、法務関係、税務、農業、林業、土木、教育、選挙など関係システムのほうを使用させていただいているところです。

こういった総合行政システムとその他のシステムを合わせまして、改修構築費用、使用料合わせまして、5年度決算額は1億1,165万2,177円となっているところでございます。

財源といたしましては、国のほうから2,125万7,200円、また県のほうか

ら 26 万 2,812 円、そして地方債が活用できるものにつきまして 1,950 万円を使っております。残ります町の一般財源が 7,063 万 2,165 円となっております。

この一般財源につきまして、交付税の関係ですけれども、交付税の算定経費のほうに、戸籍であったり、住民基本台帳、また町税に関するもの、そして電子計算費のほうが、算定基礎経費に含まれているところでございます。

最後に、電算の会社への支払いについてというご質問ですけれども、もろもろのこういったシステムの契約先、25 社ほどございまして、支出額がやっぱり多いのは、総合行政システムのベンダーのほうで約 5,800 万円。また続きまして、戸籍システムのベンダーのほうに、約 1,040 万円などをお支払いをしているところでございます。以上です。

7 番（西森勝仁君）

今教えていただきまして、わかりましたが、トータル 1 億 1 千万くらいの支出があつて、国県の補助が 2,200 万くらい、一財は約 7 割強ということで了解をしました。

しかしこういう、この事業につきましては競争相手がいないわけでありますので、見積書の言いなりにならないように、各担当課が他の町村とも見比べしてもらいまして、適正な価格で執行していただきますよう、お願いをいたします。以上です。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

4 番（田村幸生君）

決算書の 117 ページ、防犯灯設置工事補助金 36 万 4,970 円に対する総事業費の額と、それから新設の件数、それから取替、更新、LED 化の件数をお聞きしたいのと、それから最近材料費の高騰で 1 件に対する補助金が低いのではないかっていうお話をよく聞くんですけれども、今後の見直しの予定があるのか、ないのかも含めてお願いします。

総務課長（片岡和子君）

ご質問にお答えをさせていただきます。

この防犯灯の設置の補助金ですけれども、11 の自治会に対しまして補助金のほうを交付させていただいているところです。

LED 化と更新と新設というところで、ちょっと更新と LED 化、両方した自治会がございまして件数で述べますけれども、合計が合いませんが、ご了承いただきたいと思います。

全体の事業費につきましては 59 万 3,790 円で、全体の補助金額は決算額

の 36 万 4,970 円となっております。

そのうち、新設につきましては 6 件ございまして、事業費 47 万 7,020 円に対する補助金が 25 万円。更新につきましては 4 件で、事業費 6 万 6,770 円に対しまして補助金 6 万 4,970 円。また、LED 化につきましては 2 件となっております、事業費 5 万円に対します補助金のほうは 5 万円となっております。

続きまして補助金の見直しの件でございますけれども、以前、議員の皆様にもご質問をいただいたところで、現在見直しをいたしますように準備を進めているところです。

現在判断をする材料のほうが大分そろってまいりましたので、これからどうしていくかについて、また令和 7 年度の当初予算も控えておりますので、見直しのほうを随時、早急に進めていけたらと考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

10 番（森正彦君）

決算書ページ 95 ページからページ 101 までで、その地域公共交通の収支等に関する質問をさせていただきます。

地域公共交通である佐川ぐるぐるバスの収入と支出の額、そしてこれに対する特別交付税措置がどのぐらいあり、町の負担はどのぐらいとなっているのかお伺いいたします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えをさせていただきます。

森議員おっしゃられましたように、決算書の 95 ページから 101 ページ、ここですね、7 節の報償費から 26 節の公課費までのうちですね、ぐるぐるバスに関する支出の総額はまず全体で、これ運行の実施に要する費用ですが、2,506 万 5,008 円というふうになっております。

このうち運行の委託に要します費用につきましては 2,190 万 1,761 円というふうになっております。

運行の収入のうち、まずこの国庫補助金が 347 万 8 千円ございまして、その他運賃、回数券による収入が 121 万 7,950 円というふうになっております。特別交付税の措置につきましては、このぐるぐるバス運行の実施に要する委託料、これから、先ほど説明させていただきました補助金等の収入を差し引いた額の 8 割が措置をされることとなりますので、残りの 2 割、約 340 万程度は町の負担というふうになっております。以上であります。

10 番（森正彦君）

340 万、町の負担は 340 万程度というご答弁がありました。

ぐるぐるバスについてはですね、乗る人も、乗ってない人も、町の負担を心配する声があります。先ほど言われたように 350 万程度なら、今後も続けていけるのではと安心すると思います。

続いて、成果として、廃止路線代替バスを合わせた地域住民の足はどの程度確保されているのでしょうか。お願いします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えをさせていただきます。

平成 29 年のこのぐるぐるバスの運行に伴いまして、他の公共交通機関を含めまして町内の交通空白地域、この解消に努めてまいりました。

これまでの間、可能な限りですね、要望にこたえられるよう、地域での説明会や個別訪問などを重ねてまいりました。

その際にいただきましたご意見やこの他公共交通会議などですね、そういった協議の場でご意見などをお聞きしますと、万全とまではいかないかもしれませんが、概ね確保することができているのではないかというふうに思っております。

しかしながらですね、今後、また高齢化等に伴いまして車に乗れない方も出てくるなど、地域の実情も変化してくることがあると思いますので、引き続きしっかりと地域のお声をお聞きし、その時のニーズに合った取り組みができるよう進めていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

3 番（山本和輝君）

決算書 193 ページ、5 款、1 項、3 目、18 節の佐川町新規就農研修支援事業内の対象年齢変更している部分とともありますんで、対象年齢、支援期間、支援額、重複する部分もありますけど、また、今までの支援者の総合支援者の合計人数を、詳細をお願いいたします。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。

まず、令和 4 年度からそれまで経営開始型と言われていた支援策が、経営開始資金という形で現在支援をしております。

対象年齢につきましては、現在自立就農時に 50 歳未満の方が対象となっております。

支援期間につきましては、令和 4 年度から最長 3 年間、金額につきましては

は年間 150 万という形になっております。

これまで支援の対象となった方ですが、令和 3 年度までの経営開始型では 30 名、令和 4 年度以降の経営開始資金で 1 名の方が対象となっております。以上です。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

一般会計の決算の認定の採決は起立によって行います。

認定第 1 号、令和 5 年度佐川町一般会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員。

したがって、認定第 1 号は認定することに決定しました。

認定第 2 号、令和 5 年度佐川町国民健康保険特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第 2 号は認定することに決定しました。

認定第 3 号、令和 5 年度佐川町学校給食特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第 3 号は認定することに決定しました。

認定第 4 号、令和 5 年度佐川町農業集落排水事業特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第 4 号は認定することに決定しました。

認定第 5 号、令和 5 年度佐川町介護保険特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

認定第6号、令和5年度佐川町後期高齢者医療特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

認定第7号、令和5年度佐川町水道事業会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第7号は認定することに決定しました。

認定第8号、令和5年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第8号は認定することに決定しました。

日程第9、議案第60号、令和6年度佐川町一般会計補正予算（第3号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番（西森勝仁君）

3点ほどお尋ねします。

まず15ページの2款、総務費の1、4、12の委託料として、町史編さん業務委託料として72万6千円が計上されておりますが、これはどこに委託してどういう作業を始めていくのか。

次に、23ページ、6款、商工費、1、1、16に、公有財産購入費として、用地購入費994万円が計上されておりますが、これは何のために、どこの用地を取得するのか。

3点目に、9款、教育費、4、6、18に、補助金として21万5千円の文化財保存事業費補助金が計上されておりますが、これはどこに補助金を出して、何を保存するのか、お尋ねします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

それでは私のほうから2点、お答えをさせていただきます。

まず補正予算書15ページ、町史編さんの部分ですが、ここにつきましては株式会社ぎょうせいのほうと委託契約のほうを締結をしております。

この内容についてですが、本年度からですね、予定をしております町史編さん委員会、これを設置いたしまして設置後にですね、会議のほうを行います。その際にこの町史編さんにおけます、基本事項、資料の体裁、編さん体制など委員会で協議するのに必要な資料作成、それからこの委員会の運営

支援、こういったものが本年度の補正予算に含まれております。

それともう 1 点、補正予算書 23 ページ、公有財産購入費につきましては、現在借り上げをしております四国銀行横の観光用の駐車場ですが、こちらにつきましては当初予算のほうで用地購入費を計上しておりましたが、本年度、土地鑑定のほうを実施いたしまして評価額等が決定しましたので、当初予算に不足します額、994 万円を増額補正とさせていただくものとなります。以上となります。

教育次長（廣田春秋君）

私のほうからは補正予算書ページ 29 ページの文化振興費の補助金、文化財保存事業費補助金の内容についてご説明いたします。

これにつきましては、国指定文化財の竹村家住宅の修繕に充てるものになります。具体的には住宅北側の勝手口、この敷居が腐食をしてきておりまして、戸が入らないような状態になっているということで、ここの部分を修繕するために補助金を竹村家に対して出すということになります。以上です。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 60 号、令和 6 年度佐川町一般会計補正予算（第 3 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 60 号は可決されました。

日程第 10、議案第 61 号、令和 6 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 61 号、令和 6 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 61 号は可決されました。

日程第 11、議案第 62 号、令和 6 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 62 号、令和 6 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 62 号は可決されました。

日程第 12、議案第 63 号、令和 6 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 63 号、令和 6 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 63 号は可決されました。

日程第 13、議案第 64 号、令和 6 年度佐川町水道事業会計補正予算（第 1 号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 64 号、令和 6 年度佐川町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 64 号は可決されました。

日程第 14、議案第 65 号、令和 5 年度佐川町水道事業会計利益剰余金の処分について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 65 号、令和 5 年度佐川町水道事業会計利益剰余金の処分について、
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 65 号は可決されました。

日程第 10 号、議案第 66 号、佐川町手数料条例の一部を改正する条例の制
定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 66 号、佐川町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 66 号は可決されました。

日程第 16、議案第 67 号、佐川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定に
ついて、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 67 号、佐川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、原
案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 67 号は可決されました。

日程第 17、議案第 68 号、佐川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 68 号、佐川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 68 号は可決されました。

日程第 18、議案第 69 号、さかわ発明ラボの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 69 号、さかわ発明ラボの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 69 号は可決されました。

日程第 19、議案第 70 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費

用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 70 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 70 号は可決されました。

日程第 20、議案第 71 号、佐川町立図書館条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 71 号、佐川町立図書館条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員

したがって、議案第 71 号は可決されました。

日程第 21、議案第 72 号、高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 72 号、高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 72 号は可決されました。

日程第 22、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり、派遣することにした
と思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣は、お手元に配付のとおりと決定しました。

日程第 23、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付しました申
出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異
議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とす
ることに決定しました。

以上で、本定例会に提出されましたすべての案件は終了しました。

町長、挨拶をお願いします。

町長（片岡雄司君）

令和 6 年度 9 月定例会の閉会にあたりまして一言御挨拶をさせていただきます。

本定例会におきまして、提出させていただきました報告4件、同意案1件、認定8件、議案13件につきまして、適切なるご審議の上、すべてご承認をいただきました。まことにありがとうございました。

ご承認いただきました令和6年度補正予算につきましては、スピード感を持って適切に事業実施に取り組みを進めてまいります。

今後とも変わらず住民目線で生活に密着した政策を実施させていただきますので、議員の皆様におかれましては、ご指導、ご協力をよろしくお願いをいたします。

また、今定例会の一般質問におきまして、9名の議員の皆様からご質問をいただきました、防災関係、人口減少対策、佐川高校の存続など、今後の町政運営や佐川町にとりましての大きな、重要な課題についての内容のご質問であり、これからしっかりと協議をし対応させていただきます。

今後におきましても、議員の皆様には、進捗状況やご報告、ご説明をさせていただくなど、情報共有に努め、事業を推進をさせていただくこととしております。

12月には新町立図書館さくともオープンすることとなっております。

ぜひ議員の皆様をはじめ、町民の皆様にも、新町立図書館さくとの開館とともに祝っていただきたいと思います。と思っております。

今後も多くの課題や問題に対し、全職員で力を合わせチームワークを持って頑張ってまいります。

終わりになりますが、朝夕幾分涼しくなりましたが、まだまだ日中暑い日が続いておりますので、議員の皆様におかれましては、くれぐれも健康にご留意され、引き続き町政発展のために、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

9月定例会まことにありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

町長の挨拶が終わりました。

本日の会議は、これを持ちまして終わります。

令和6年9月佐川町議会定例会を閉会します。

閉会 午前9時45分